

## 生徒指導規程

福山市立常金丸小学校

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、本校教育目標を達成するためのものであり、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定める。

### 第2章 学校生活に関すること

#### （学校生活）

第2条 常金丸小学校児童として自覚を持ち、充実した学校生活を送るために、次の定める事項を守る。

- （1）始業時間は8時20分。安全のため、8時10分までには学校に着くように登校する。
- （2）登校班で1列に並んで道路の右端を登校する。決まった通学路を通る。
- （3）登校したら、許可なく校外に出ない。（忘れ物はとりに帰らない）
- （4）学校を休むときは、保護者が、朝8時15分までに電話で連絡するか連絡帳に記入して学校へ伝える。
- （5）下校時間を守り、登校時と同じように決められた通学路を帰る。寄り道はしない。
  - ① 最終下校は午後3時45分。
  - ② 木曜日は登校班で一斉下校（午後2時5分）。
  - ③ 残る場合は先生の許可を得る。
- （6）食べ物や遊び道具、余分なお金や時計・携帯電話などの不要な物や貴重品を持ってこない。
  - ① 不要物を学校に持参したときはそれを預かり、児童を指導し保護者に連絡する。
  - ② 預かった物は指導の後、児童または保護者に来てもらい返却する。
  - ③ 水筒は持ってきても良い。
- （7）学校へ持ってくる物は、学習に集中できるよう、華美にならない物にする。また、自分の持ち物にはすべて名前をはっきり書く。
- （8）学校の建物や器物に落書きをしたり壊したりしない。
  - ① 壊したら必ず届け出る。
  - ② 状況に応じて指導し保護者に連絡する。故意とみなされると、弁償となる場合もある。
- （9）学校では間食をしない。給食で出た物は給食の時間に席で食べる。
- （10）友達を大切にし、協力して活動する。
  - ① 互いに進んで挨拶をする。
  - ② けんかやいじめをしない。

(服装・履き物・帽子)

第3条 学校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める通学服を着用する。身なりについて整える。

(1) 通学服

- ① 男子児童…規定の紺色上着・白のカッターシャツかポロシャツを着用する。  
規定の半ズボンを着用する。左胸に名札を付ける。
- ② 女子児童…規定の紺色上着・白のブラウスカポロシャツを着用する。  
規定のスカートを着用する。左胸に名札を付ける。
- ③ 上着の下に紺色のベスト、セーターを季節に応じて着用しても良い。
- ④ 冬季(12月～3月)は規定の長ズボンを着用しても良い。
- ⑤ 通学服の下に体操服を着用しない。

(2) 靴下

- ① 白, 黒, 紺色のものを着用する。
- ② 冬季はタイツ(黒)を着用しても良い。

(3) 通学帽子

- ① 黄色の安全帽(校章つき)をかぶる。

(4) 通学靴

- ① 白の運動靴(ひも・マジックテープでもよい)
- ② 雨天時は長靴を着用しても良い。
- ③ 上履きは(学校用)白シューズを使用する。

(5) 体操服

- ① 規定の半そでシャツとハーフパンツ, 赤白帽を着用する。
- ② 冬季は規定の長袖シャツを着用しても良い。

(6) 髪型

- ① 男子児童…横やうしろの生え際は短くし, 前髪は目にかからない長さとする。  
横は, 耳にかからない程度の長さとする。
- ② 女子児童…前髪は, 目にかからない長さとし, 後ろ髪は, 襟がかくれぬ程度とする。  
長い髪の方は, 結ぶこと。  
ゴムは, 飾りのついていないゴムとする。

(授業規律)

第4条 授業に真剣に取り組み, 自分勝手な行動をしない。

- (1) 自分の席に着き, 勝手に席を離れない。
- (2) 教室から許可なく出ない。他の教室に許可なく入らない。
- (3) 授業中の私語や指導無視等で, 他の児童の授業を妨げない。

### 第3章 校外生活に関すること

(校外生活)

第5条 学校から帰ってからも安全に気を付け、小学生としての自覚を持って行動する。

(1) 決められた時刻までに家に帰る。

① 4月から9月は、午後6時までに家に帰る。

② 10月から3月は、午後5時までに家に帰る。

(2) 外出するときは行き先・目的・帰宅時間を家族に告げる。

(3) 子どもだけで校区外へ出かけない。

(4) 自転車の安全な乗り方や交通ルールを守る。

① ブレーキの故障がないなどの点検と整備を確実に行う。

② サドルやハンドルの高さが体に合ったものを使用する。

③ 左側を走り、飛び出しをしない。

④ ヘルメットを着用する。

(5) 危険な遊びをしない。

① 火遊びをしない。

② 子どもだけで川遊びをしない。

### 第4章 特別な指導に関すること

(目的)

第6条 特別な指導は、自らの問題行動を反省しより充実した学校生活を送るために、通常の教育活動では十分な効果が得られないと判断した場合に行う。

(特別な指導の対象)

第7条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に反する行為

① 暴力行為・恐喝・金銭強要・脅迫行為等 ② 飲酒・喫煙・薬物の使用

③ 建造物・器物損壊行為 ④ 窃盗・万引き

⑤ 放火 ⑥ 個人情報等のインターネット等への不正な流出

⑦ その他、法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則に違反した場合

① いじめの加害

② 授業妨害・授業エスケープ

③ 不要物の持ち込み

④ 著しい服装違反

⑤ テスト中の不正行為

⑥ 教職員の指導に対する指導無視や反抗行為

(3) その他、著しい問題行動を発生させた場合

(指導内容)

第8条 特別な指導は、問題行動の事実確認を行い、次の内容とする。

- (1) 保護者に来校してもらい、学校と一緒に指導をおこなう。
- (2) 校内における別室での個人指導を行う。
- (3) 校内における奉仕作業を行う。
- (4) 説諭を行う。

(特別な指導中の行事への参加)

第9条 特別な指導中の児童の学校行事への参加は別途協議する。

第10条 特別な指導の期間は1時間から5日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(関係機関との連携)

第11条 法令・法規に違反する問題行動を起こした児童で、教育上必要と認めた場合は、警察署、子ども家庭センター及び裁判所等と連携する。